

聖籠町告示第18号

聖籠町青年等就農計画認定制度実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月17日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町青年等就農計画認定制度実施要領の一部を改正する告示

聖籠町青年等就農計画認定制度実施要領（平成26年聖籠町告示第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条の2」を「第15条の3」に改める。

第3条中「第15条の3」を「第15条の4」に改める。

第5条第2号中「第15条の4」を「第15条の5」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。